

沖縄県と株式会社セブン-イレブン・沖縄との包括的連携協定に関する協定書

沖縄県（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・沖縄（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、持続可能な沖縄の発展と誰一人取り残さない地域社会づくりを目指すため、甲及び乙が緊密に連携・協力し、双方が有する資源を活用した協働の取組を実施することにより、一層の地域の活性化及び県民サービスの向上に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 健康増進に関すること
- (2) 子育て及び高齢者支援に関すること
- (3) 子ども・若者の育成支援に関すること
- (4) 暮らしの安全・安心に関すること
- (5) 産業振興に関すること
- (6) 観光振興に関すること
- (7) 自然環境の保全・再生・適正利用に関すること
- (8) 離島振興に関すること
- (9) スポーツ振興に関すること
- (10) 県政広報に関すること
- (11) その他、本協定の目的に適合すること

2 前項各号に定める事項を社会経済情勢の変化等に対応し、迅速かつ効果的に推進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙合意の上、決定する。

3 乙は、直営店方式またはフランチャイズ方式によるコンビニエンスストアセブン-イレブン店（以下「セブン-イレブン店」といい、直営店方式のセブン-イレブン店を「直営店」、フランチャイズ方式のセブン-イレブン店を「加盟店」という。）を展開しており、県内の直営店及び乙の推奨に応諾して第1項に掲げる連携事項への参画に同意する加盟店において、連携に協力するものであることを甲は確認する。

4 乙のビジネススキームがフランチャイズ方式であり、加盟店は、乙と別途独立した経営主体であることを、甲が十分に理解した上で、甲及び乙は、本協定について合意する。

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和5年3月31日までとし、期間満了の1ヶ月前までに甲または乙から解約の申し出がない場合は、1年間有効期間を延長するものとする。その後もまた同様とする。

2 前項の定めにかかわらず、有効期間中において、甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面により相手方に通知かつ、甲乙協議の上、本協定を解約できるものとする。

（協定内容の変更および終了）

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、その都度協議の上、本協定を変更または終了させることができるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲および乙は、既に公知となっている情報を除き、連携事項の実施に当たり知り得た機密情報を、本協定の期間中はもとより、本協定終了後においても相手方の承諾を得ないで第三者に開示または漏えいしてはならない。ただし、弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

（疑義の決定）

第6条 本協定に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

本協定が成立した証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 4 年 4 月 22 日

甲：沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

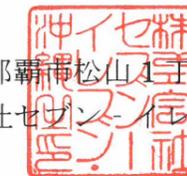
沖縄県知事

玉城康裕



乙：沖縄県那覇市松山1丁目3番9号

株式会社セブン-イレブン・沖縄



代表取締役

久鍋研二

